

苦情を申し立てる場合、当施設だけではなく以下にも苦情を申し立てることができます。

	群馬県国民健康保険団体連合会 介護保険課	027-290-1323
	高崎市福祉部 長寿社会課	027-321-1248
	群馬県社会福祉協議会 運営適正化委員会	027-255-6669
	前橋市福祉部 介護保険課 介護保険室	027-224-1111
	渋川市保健福祉部 高齢福祉課	0279-22-2111
	吉岡町健康福祉課	0279-54-3111
	榛東村健康保険課 介護保険係	0279-54-2211

その他、参考事項

- ・ 苦情の内容サービス提供を心掛ける。
- ・ 介護支援専門員に対する研究の実施や参加。
- ・ 他事業所、市町村との連携。

8 個人情報保護

当事業所は個人の権利・利益を保護するため個人情報の管理に努めています。当事業所は業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、次の事項についての情報提供については、予め同意を得た上で行うこととします。

- (1) 介護保険サービス利用のための市町村、介護保険事業所、介護保険施設等への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への情報提供。サービス担当者会議における情報提供等。
- (2) 介護保険請求等の審査機関
詳しくは事業所内に掲示しておりますが、ご不明な点がございましたら担当介護支援専門員までお尋ね下さい。

9 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合は速やかに市町村・ご家族に連絡を行うとともに、必要な措置をとらせて頂きます。また、その事故の状況及び処置の具体的手順と内容を記録保存するとともに、賠償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償を速やかに行います。

10 ケアマネジメントの公正中立の確保

ケアマネジメントの公正中立の確保から前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護（「訪問介護等」）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合および前6月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一のサービス事業者によって提供されたものが占める割合について文書を交付・説明し同意を行うこととします。様式については別紙を参照。